

広島市高齢者いきいき活動ポイント事業の制度変更について（周知）

標記について、下記の通り制度が変更となりましたので周知します。

記

1 変更時期 2020年（令和2年）9月より

2 変更点

● 高齢者公共交通機関利用助成制度 廃止 2020年（令和2年）8月末

● 対象者 （現在）70歳以上の高齢者 （変更）65歳以上の高齢者

3 制度の概要

①付与ポイント 100ポイントを上限に活動に応じてポイントが付与される

②交通費助成 要支援者（2,500円）・・・75ポイント活動に応じて付与される

要介護者（5,000円）・・・50ポイント活動に応じて付与される

障害者公共交通機関利用助成（6,000円）・・・40ポイント活動に応じて付与される

③主な活動内容と付与ポイント 下図を参考願います

活動ポイント事業の目的は高齢者の社会参加の奨励です。活動を通しての高齢者の生きがいつくり、健康づくり、介護予防につながります。積極的に参加しましょう！！

自らの健康づくり・ 介護予防に 取り組む活動



- グラウンドゴルフ等のスポーツ活動
- 囲碁・将棋等の文化活動
- グループ活動によるウォーキングなど

押印は
1日1回まで

1ポイント

健康診査等の 受診



- 特定健康診査
 - 後期高齢者医療の健康診査
 - 被爆者健康診断
 - 被爆二世健康診断
 - がん検診
 - 節目年齢歯科健診
- （限定）

医療機関で押印
1日に複数押印可

2ポイント

地域の支え手 となる活動 （ボランティア活動）



- 児童の登下校の見守り活動
 - 町内清掃活動
 - サロンの世話人としての活動（市の補助を受けて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に含まれないもの）
 - 老人クラブ会員としての友愛活動（総合事業に含まれないもの）
- など

押印は
1日1回まで

4ポイント

ボランティア活動のうち、 広島市が補助対象と なるものとして 指定するものなど（限定）

- ① オープンスペース（乳幼児とその保護者が気軽に集い、遊べる場所（広島市が認めるもの））での子育て支援の活動
 - ② 介護施設等、保育園、障害者支援施設、児童福祉施設、医療機関での清掃、配膳、洗濯、駐車誘導など
 - ③ 高齢者及び障害者に対する外出時の付き添い介助、点訳・音訳、手話・要約筆記
 - ④ 市の補助を受けて実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」に含まれる住民主体型生活支援訪問サービスの提供活動
 - ⑤ コーディネーターとして①～④の活動の調整等を行う活動
 - ⑥ 市の補助を受けて実施する総合事業に含まれる地域高齢者交流サロン運営事業・地域介護予防拠点整備促進事業・認知症カフェ運営事業の世話人（スタッフ）としての活動
- ※ 地域介護予防拠点については、補助金の交付が必須ではありません。

押印は
1日1回まで